

有意義な高校生活をおくるために

1. 基本的な生活習慣をつける

- (1)生活リズムを確立すること。(規則正しい生活をする事)
- (2)遅刻、欠席、早退は必ず事前に保護者から学校まで連絡すること。

2. 学校生活の基本

- (1)次のような活動がある。
 - ①教科学習、学級活動と学校行事
 - ②生徒自治会活動
 - ③部活動
- (2)自立に向けて様々なことを学ぶ。(自立活動)
- (3)自己の聴覚管理を進める。

3. 通学について

- (1)通学時の単車、自動車の使用は厳禁とする。
- (2)自転車通学について許可を得た生徒以外は禁止。
(ただし、自宅から最寄りの駅までは可)
*詳細は自転車通学に関する規則を参照すること

4. 服装について

本校の服装は、以下の(1)、(2)に定めるものを基本とする。その他、(3)に補足として認めているものと禁止しているものを定める。

服装違反者については状況を確認し、下校時まで学校で預かり、放課後に返却する。指導に従わない場合や違反回数が多い者は、特別指導を行う。

また、夏服や冬服の期間について次のように期間を定める。

(本校では、5月1日と11月1日を衣替えとして設定する。)

4月…冬服、5月～10月…夏服または冬服、11月～3月…冬服

*5月～10月については、各自の体調に応じて着分けるものとする。

ただし、会社見学等の校外行事などでは、冬服の着用を指示する場合がある。

- (1) [本科生] 本校指定の制服を着用し、以下の着こなし方から選択すること。
基本形…[夏季] ①開襟シャツ、スラックス (ネクタイは着用しない)
②開襟シャツ、スカート (リボン着用しない)
[冬季] ①長袖シャツ、スラックス、ネクタイ、ジャケット
②長袖シャツ、スカート、リボン、ジャケット
[共通] カバンについては、特に指定なし。
靴については《認めていない物》以外は特に指定なし。
スラックスの場合はネクタイ、スカートの場合はリボンを着用すること。

- (2) [専攻科生] 実習、実技などの授業以外は、常にスーツを着用すること。
基本形…[夏季] ①半袖カッターシャツ、スラックスまたはスカート
(ネクタイは着用しなくてもよい)
②半袖ポロシャツ、半袖ブラウス、スラックスまたはスカート
(ネクタイは着用しない)
[冬季] ①スーツ、長袖カッターシャツ、スラックス
(ネクタイを着用すること)
②スーツ、長袖カッターシャツ、スカート
(ネクタイは着用しなくてもよい)
③スーツ、ブラウス、スラックスまたはスカート
(ネクタイは着用しない)
[共通] 靴については革靴、パンプスを基本とする。
(スポーツシューズ、ローファーでも可)
スーツの色は、紺・グレー・黒系のみ。
カバンについては、特に指定なし。
カッターシャツ、ブラウス、ポロシャツの色は白とする。

(3) 服装に関する補足

《認めているもの》

- ・紫外線対策の帽子等 (登下校時のみ)
- ・防寒具 (ジャンパー、ダウン、コート、マフラー等) の着用。(登下校時のみ)
 - *冬服 (ジャケット) を着用しても寒く体調管理が不完全な場合には、状況に応じて校内でも防寒着の使用を認める。ただし、ジャケットを着用していない場合は認めない。
- ・シャツ (半袖、長袖、ブラウスとも) の上からのセーター等の着用。
 - *本科生は学校指定のセーター、ベスト、カーディガン。
専攻科生は各自で準備したもの。ただし、色は紺・グレー・黒の3色のみ。

《認めていない物》

服装の着用についてはTPOに応じた、進学・就職をめざす学生としてふさわしいものとする。例えば以下のような内容を禁止する。

- ・シャツの裾をスラックス、スカート等から出す着こなし。
ただし、本科生の開襟シャツ、専攻科生のポロシャツはその限りではない。
- ・スラックスの裾を折り曲げる。
- ・他人から見て見苦しいと思うようなボタンの開け方。(第一ボタンまで可)
- ・ジャケット内のジャージ、パーカーの着用。
- ・白、黒、グレー、ベージュ系以外のインナーの着用。(柄物も不可)
- ・ミュール、サンダル、ぞうり、クロックス、ブーツ、ハイヒール等の履物。
- ・スカートの中にジャージ、体操服等の着用。

(4)その他

- ・校舎内は下足と上履きを区別すること。[上履きは指定のものを履くこと。] 体育館、学科の実習室などの履物については別に定める。
- ・4月や11月以降の冬服期間中においては、必ずジャケットを着て(持って)登校すること。(気温が20℃を超えるような暑い日については、校内では自身の体調に合わせ、シャツ、ベスト等の服装を認める。)

5. 携帯電話の取り扱いについて

(1) 次の点を守ること

- ①授業、考査等が始まる前には電源を切ってカゴの中に入れておくこと。
- ②朝礼、集会、式典など集団活動中の使用は禁止とする。
- ③休憩時間のみ使用を認める。
- ④学校内のコンセントを使用しての充電は認めない。

(2) 注意してもカゴに入れない、携帯電話を使用するなど、指導に従わない場合は、「指導無視」とみなして特別指導の対象とする。

6. iPadの取り扱いについて

(1) 次の点を守ること

- ①iPadの貸し借りは禁止とする。
- ②Apple IDのフィルタリング、ソフト等の設定の変更は禁止とする。
- ③移動時や必要以外はHR教室の鍵付きロッカーで管理する。
- ④故障や紛失・盗難等の場合は、自己負担で修理・再購入する。
- ⑤授業中、教員の提示以外の操作は禁止とする。
- ⑥朝礼、集会、式典など集団活動中の使用は禁止とする。
- ⑦学校での充電は原則禁止とする。
- ⑧考査・検定等が始まる前には、電源を切ってカゴの中に入れておくこと。
- ⑨違法行為は行わないこと。

- ⑩学校で使用するのに不適切なアプリ等があった場合は、担任と管理職の判断で削除させる等の指導を行う。
- ⑪SNS（LINE・Twitter・Facebook等）を介した不適切な書き込み・写真・動画等の投稿は絶対しないこと。
- ⑫iPad等の機器が紛失・盗難・故障した時は自己責任で修理・購入をする。

(2)違反、指導に従わない場合は、「指導無視」とみなして特別指導の対象とする。

7. 考 査

全ての考査は、次の点に注意すること。

- (1)20分以上遅刻した場合は欠課とするが、受験は認める。
- (2)カンニングなどの不正行為をした者は懲戒処分の対象とする。
[不正行為をした場合はその教科は0点とする。]
- (3)途中退室は認めない。

8. その他

- (1)学校からの連絡・通知文書類は保護者に渡すこと。
- (2)次にかかげるような行為（類似行為）をした生徒は懲戒など特別指導の対象となる。
(事象によっては、同席の場合も懲戒など特別指導の対象となる。)
- ①飲酒、喫煙、薬物乱用
- ②喫煙具（たばこ、マッチ、ライター等）の所持
- ③暴言・暴力、いじめ行為
- ④万引き、窃盗などの反社会的行為
- ⑤セクハラ（性的嫌がらせ）
- ⑥故意による公共物破損
- ⑦迷惑行為
- ⑧授業妨害、授業放棄、無断早退
- ⑨考査中の不正行為
- ⑩入れ墨、タトゥー（刺青）等
- ⑪LINEやTwitter等のSNSを介した不適切な行為
- ⑫指導拒否や指導無視、校則違反
- ⑬著しい怠学行為
- ⑭単車、自動車による通学
- ⑮生徒の本分を逸脱した行動を取り、学校秩序を著しく乱す行為
- (3)懲戒、特別指導を受けた場合、本校からの就職・進学の推薦が著しく難しくなる。
- (4)髪型等については、TPOに応じた、進学・就職をめざす学生としてふさわしいものとする。
 - ①パーマ、毛染め、マニキュア、ネックレス、ピアスなど、学校生活を過ごす上で必要ないものは禁止する。
 - ②学習活動など学校生活上で必要でない物品の校内持ち込みを禁止する。

自転車通学に関する規則

1. 自転車通学の申請について

(1) 次の場合に申請を認める。

① 自宅と本校間の自転車通学の場合。(本校より2km～5kmの範囲を原則とする)

*ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な場合（公共交通機関を利用した場合に著しく通学時間が長くなる場合も含む）は、通学経路を確認し、安全に通学することが可能と認められれば、例外的な措置として5km以上の場合でも許可することがある。

② 自宅と最寄り駅間の自転車通学の場合。

*自転車通学の範囲内であっても、自転車通学時に危険と判断される場合は、自転車通学を認めない場合もある。安全に自転車通学が可能であるかどうかの判断は、通学経路を地図上で確認の上、必要に応じて本校職員が現地調査を実施した上で判断する。

(2) JR三国ヶ丘駅、南海三国ヶ丘駅と本校との自転車通学は申請を認めない。

*通学路の状況調査の結果、限られた時間内に本校生徒が集団で自転車登校をした場合、生徒の安全、一般の歩行者の安全の確保が困難であるため。

2. 自転車通学時の諸注意

自転車通学をする場合は次の事項を厳守すること。

(1) 防犯登録（車体番号有）してある自転車であること。

(2) 自転車保険へ各自で加入すること。

(3) 雨ガッパを購入すること。

(4) 自転車通学証のステッカーを自転車後部の見やすい場所に貼付すること。

*ステッカーを損失あるいは自転車を買い換えた場合には、再度申請書を書き、ステッカーを生活指導部から受け取り、後部に貼付すること。

(5) 自転車は所定の自転車置き場に置き、安全点検を怠らないこと。

[ベル・ライト・ブレーキの点検を必ず行うこと]

(6) 自転車の管理は各自の責任で行うこと。

(7) 交通法規を守ること。

[二人乗り・傘さし運転・携帯電話を使用しながらの走行等は厳禁]

(8) 最寄りの駐輪場等を利用する場合には、使用規定を守ること。

(9) 事故にあった場合は、被害者・加害者を問わず、学校に報告すること。

(10) 本校で実施する自転車通学安全講習会には必ず参加すること。

*大阪府では、条例により、自転車利用者については自転車保険への加入が義務付けられています。自転車による加害事故は依然として増加傾向にありますので、自転車通学者以外の生徒についても、積極的に保険への加入をお願いします。

ルールを守って安全に登校しよう

アルバイトについて

【本科生】

- (1) アルバイトは原則禁止とする。
- (2) 経済的な理由（学費補助など）など、やむを得ない事情がある場合のみ、保護者からの「許可願い」の申請により、許可をすることがある。
- (3) 経済的な理由であっても、下記の条件を原則として満たさなければならない。
 - ① 長期休業中であること。
 - ② 就業時間は午後 8 時まで。
 - ③ 通勤方法の安全が確認できること。
 - ④ 安全上問題がないこと。
 - ⑤ 高校生がアルバイトをするにふさわしい事業所・職種であること。
(居酒屋や遊技場等は禁止)

【専攻科生】

- (1) アルバイトは保護者の責任のもと、行うことができる。ただし、保護者から「アルバイト届」を提出し、以下の事を厳守すること。
 - ① 通勤方法の安全が確認できること。
 - ② 学生がアルバイトをするにふさわしい事業所・職種であり、安全上問題がないこと。
(居酒屋や遊技場等は禁止)
 - ③ 学校よりもアルバイトが優先にならないこと。